



# 知財パラダイムシフト

②

公益社団法人 知財経営協会(SIR)  
会長(兼)理事長 玉井 誠一郎 先生

玉井 誠一郎 先生



関連 HP

見えざる資産としての知財が価値の中核を占める知識経済社会において、『国民の知財意識の向上』は知財立国政策の重要目標になっていきます。知財意識とは、知財に対する敏感度を上げ、知財を事業の中心に置いて利益獲得手段としてマネジメントすることで、行政や専門家にお任せすることではありません。経済学の泰斗・大阪大学名誉教授猪木武徳先生推薦の学術書『反知的独占』によれば、「特許は出願業界のための制度で、彼らはまるで武器商人である」と述べています。国民の知財意識向上は公正社会の基本です。

## 第22回 日本の知財マネジメント(知財後進国からの脱却(4))

### 特許に対する国民の知財意識を変える(フエイク(詐欺特許による社会利益の毀損))

特許を取れば、自動的に国家や特許庁が保護してくれると勘違いしている人が多くいます。特許等の出願知財は国や特許庁が保証したのではなく、下記のフエイク特許権利者には刑事罰等のリスクがあります。特許等の出願知財は、これを事業商品に実施していなくてもアイデアだけで強い市場排他権(権利法と言ふ)を持ち他社の市場参入を阻止します。実際には実施できない単なるアイデアや願望等による未完成発明や発明の一部を隠して権利だけを取ろうとする開示違反発明等の不正・不良発明(フエイク発明)を出願して、審査官を欺いて(詐欺行為)特許にすることや審査不備等により特許になるフエイク特許は数多く存在すると考えられます。フェ

イク特許は、産業発展や自由競争社会の社会利益(公益)を害する『知財公害』とも呼ぶべき犯罪行為で、刑事罰並びに損害賠償の対象になり、重大な注意が必要です。これに対して非出願知財を保護する不正競争防止法や著作権法は、事業商品に実際に使用されている知財を保護するための行為法と呼ばれ、権利法に比べ実体との乖離がなく防衛的な保護権のため上記のような不良・不正による『知財公害』は起こり難いと考えられます。

筆者の私見を交えてフエイク特許事例を紹介いたします。例えば、図1に示すように日本の代表的研究機関である産業技術総合研究所(産総研・旧工業技術院)が出願保有したLPガス充填に係る特許は、充填経路にヒータを設けることにより充填時間を短縮する特許です。この明細書等には、実施再現時で効果を検証するための具体的な発明の開示、すなわちどのようなヒ-

ータを導管経路のどの位置に配置して、どのように熱するとどれくらい充填が速くなったかの具体的な数値表記等が一切無いものです。これは技術開示文書には程遠く、明らかに特許法36条実施可能要件違反に該当する無効事由を持つ特許と考えられます。しかし、誰もこれを指摘せず、多数のLPガス業者から多額のライセンス収入を得た代表例として特許庁関係団体主催の特許ライセンス活用や特許価値評価事例の場で発表されてきました。

この特許は、特許法36条違反の可能性が極めて高い上に、そもそも経路を熱すれば充填速度が速まるという理屈そのものが、特許要件の自然法則に適合しているかの疑問もあります。つまり、この発明が実験や検証も無い思いつきのアイデア発明であつた場合は、明らかなフエイク特許発明になります。

特許権者が日本有数の公的研究機関(産総研)という知名度を信用してライセンス料を支払ったLPガス会社等は、錯誤による契約や詐欺特許による契約をしていた訳で、契約無効や不当利得返還請求等による損害賠償請求や詐欺罪による刑事訴追の権利を保有すると考えられます。その訴追対象(被告)は、特許出願者の産総研、代理人弁理士及び特許庁になります。出願者や弁理士が審査官を騙して特許

にした場合、刑事罰としての詐欺罪が適用され、懲役5年以下若しくは罰金500万円以下もしくはその併科が課せられます。詐欺罪は、審査官を騙す行為による処罰ですが、一方で審査官のこれ以外の審査不備等による刑罰がないのは片手落ちです。特許庁の瑕疵に対する救済が無効審判請求しかないところに、特許にするのも特許庁、無効にするのも同じ特許庁で、『マッチポンプ』と言われる特許制度上の欠陥が透けてみえます。

国民の知財意識としては、出願者が著名な研究機関や大企業であるからライセンスになるかと、厳正な審査を経て特許になったから大丈夫であると信じない方が賢明です。フエイク特許に対する特許許可権限責任を取らない以上、現在は一切の責任を取らない、フエイク特許の量産は止まらず、社会の公正性を著しく毀損するため、それが出来ないのならこの特許制度は

廃止すべきであると考えます。

### 日本の特許裁判制度

(旧態依然とした仕組みが生むフエイク特許)

その昔、アルファ7000という自動焦点カメラで一世を風靡したミノルタという会社がありました。この会社が米国で売り上げを伸ばした時に、ハネウエルから自動焦点の特許侵害で提訴されました。

ミノルタは、自動焦点に関係するドイツ特許によって、ハネウエル特許を無効にできると踏んでいました。しかし、米国裁判所で、ドイツ特許とハネウエル特許を再現したところ、ハネウエル特許は自動焦点機能が動作しましたが、ドイツ特許は動作しませんでした。ドイツ特許はアイデア特許だったわけです。

その結果、ハネウエル特許を無効にできず、ミノルタは多額の損害賠償を取られ、会社存亡の危機に陥りました。

このように、米国特許裁判では、日本の裁判のように裁判官が双方の書面を別途読んで判決するような方法ではなく、法廷で実際に実験検証を行うことや、ディスプレイバリ-制度によってPCやメール等すべての情報開示を求め、フエイク(虚偽)が暴かれる仕組みになっています。陪審員も公正(フェア)という観点で判断します。日本は、以前特許無効の申し出について誰でもいつでもできる制度がありました。近時これを当事者にしかできないように制限しました。日本の特許裁判制度は旧態依然、抜本的に改めないといけない時期に来ています。

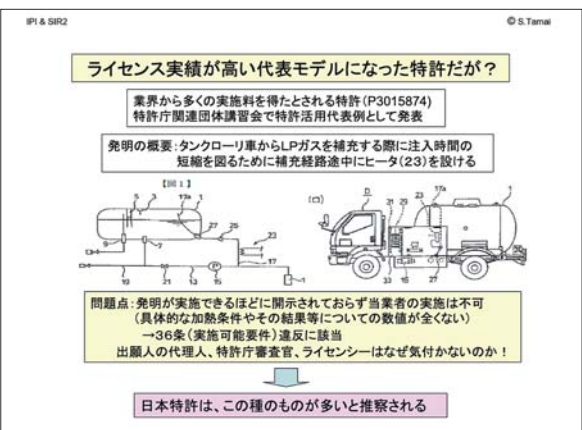


図1 産総研のLPガス特許

### 特許審査の壁(フエイク特許防止への提言)

特許は、発明王エジソンが言ったように、1%のひらめきと99%の汗(アイデアを実施再現できるほどに完成させて、それを商品化するまでの並々ならぬ努力や試行錯誤のたまもの)であつて、出来てもない架空のアイデアやその創作・作文ではないはず。このような特許は社会利益を大きく毀損します。

図2は、アスタリスクの無人レジ用無線タグ読み取りに関する特許です。アスタリスクは、ユニクロの導入した無人レジに関して特許使用料交渉を図りましたが、ユニクロは無効事由のある価値のない特許に払う金は0円の回答により、裁判になりました(2021年12月23日に和解)。アスタリスクは、この特許裁判費用関連に年間



図2 アスタリスクの無人レジ特許

3000万円を使っているようで、裁判が長引けば中小企業のアスタリスク側のダメージが大きく、大企業ユニクロによる中小企業いじめとの報道がありました。

筆者は、この無線タグを含む自動認識業界に長く居居したので30年前の技術が何故今頃特許になったのか疑問に思いました。そして、この明細書を一読しましたが、発明の肝である蓋をせずに無線タグを読み取る発明技術について、具体的かつ実施可能なほどの開示がなされていないように読めました。

この特許は、4つのクレームから構成されていますが、ユニクロ側の反撃により、クレーム1、2、4は米国特許等の先行例によって無効になり、クレーム3のみが残っています。このクレーム3は、読み取り部の壁面として反射材と吸収材で構成するといふものです。しかし、この反射材

や吸収材の具体的な寸法、構成、物性等の開示が全くない上に、実施例においてもこの発明構成を取らない、例えば反射材の場合と比べた比較効果数値の記載がないなど、本当に発明は完成したのか、完成したが故意に発明の肝要部を隠しているのか、と疑わざるを得ません。金属が電波を反射することは周知であり、金属上面にプラスチック樹脂を付けたもので読み取り箱を構成した場合は、樹脂が電波を少し吸収するので吸収材とすることもでき、このクレームに該当しますが、これは先行例にあるためやはりクレーム3も無効と推定できます。これはLPガス特許と同様、特許法36条(実施可能要件)違反等のフエイク特許と考えられます。

日本には上記2件のような36条違反の特許は数多くあると考えられます。審査官は当業者ではないのでどの程度の開示なら同条違反にならないかの審査が出来ない『審査の壁』があります。発明者や権利者が弁理士に出願明細書を丸投げにしていることも原因の一つです。この『審査の壁』を乗り越える方法として、出願時に発明が完成したことと証として明細書に対応する実験データ等の実施証明情報(実施可能証明データ)の提出を求めることを義務付けること、もしこれが虚偽情報であれば、刑事罰並びに公害特許の補償として相当の損害賠償を請求できるように法改正すべきであると考えます。

今回は、引き続きS.T.A.P.特許事件等を含むフエイク特許問題について論じます。